

平成19年9月18日（火曜日）

議事日程第4号

平成19年9月18日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第157号 大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 議案第160号 大曲市内小友財産区管理会条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 議案第161号 大仙市男女共同参画都市宣言について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 議案第153号 大仙市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 議案第154号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第155号 大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第158号 大仙市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第164号 平成19年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第165号 平成19年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第10 議案第156号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 1 議案第 1 5 9 号 大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例及び大仙市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 議案第 1 6 2 号 市道の路線の認定及び廃止について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 6 3 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 1 6 6 号 平成 1 9 年度大仙市一般会計補正予算 (第 5 号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 1 7 0 号 平成 1 9 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 1 7 1 号 平成 1 9 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 1 6 7 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 1 6 8 号 平成 1 9 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 1 6 9 号 平成 1 9 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 1 7 3 号 平成 1 8 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 1 7 4 号 平成 1 8 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 請願第 1 4 号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 請願第 1 5 号 生産者米価、農産物価格の保障を農政の柱にすることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 請願第 1 6 号 循環型堆肥工場の建設に関することについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第25 陳情第 52号 「非核日本宣言」を求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第26 陳情第 55号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する
ことについて (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第27 陳情第 56号 有害鳥獣対策の抜本強化に関することについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第28 陳情第 57号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦
販売法の抜本的改正を求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第29 陳情第 58号 仙北西部漁業協同組合に対する補助金の大仙市における復活
交付について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第30 陳情第 53号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求めることにつ
いて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第31 陳情第 54号 県に「子育て新税」導入をしないよう求めることについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第32 陳情第 59号 原爆症認定制度の改革を求めることについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第33 陳情第 60号 いじめ・不登校対策のための施策を求めることについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第34 陳情第 61号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求めるこ
とについて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第35 意見書案第32号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出について
(質疑・討論・表決)
- 第36 意見書案第33号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書の提出につい
て (質疑・討論・表決)
- 第37 意見書案第34号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関
する意見書の提出について (質疑・討論・表決)
- 第38 意見書案第35号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書の提出について
(質疑・討論・表決)

- 第 3 9 意見書案第 3 6 号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について
(質疑・討論・表決)
- 第 4 0 意見書案第 3 7 号 原爆症認定制度の改革を求める意見書の提出について
(質疑・討論・表決)
- 第 4 1 意見書案第 3 8 号 いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書の提出について
(質疑・討論・表決)
- 第 4 2 意見書案第 3 9 号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書の提出について
(質疑・討論・表決)
- 第 4 3 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査
- 第 4 4 議案第 1 7 5 号 工事請負契約の締結について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 5 議案第 1 7 6 号 工事請負契約の締結について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 6 議案第 1 7 2 号 平成 1 8 年度大仙市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 4 7 議案第 1 7 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 4 8 議案第 1 7 8 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 4 9 議案第 1 7 9 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 0 議案第 1 8 0 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 1 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

出席議員 (2 9 人)

1 番 橋 本 五 郎	2 番 佐 藤 文 子	3 番 小 山 誠 治
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千 恵 子
7 番 佐 藤 孝 次	8 番 高 橋 敏 英	9 番
1 0 番 千 葉 健	1 1 番 渡 邊 秀 俊	1 2 番 金 谷 道 男

13番 齊藤博幸	14番 佐々木洋一	15番 大野忠夫
16番 武田隆	17番 菊地幸悦	18番 佐藤芳雄
19番 大坂義徳	20番 大山利吉	21番 門脇一男
22番 本間輝男	23番 藤田君雄	24番 高橋幸晴
25番 橋村誠	26番 佐々木昌志	27番 鎌田正
28番 北村稔	29番 竹原弘治	30番 児玉裕一

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
教育長	三浦憲一	代表監査委員	田牧貞夫
総務部長	老松博行	企画部長	佐々木正広
市民生活部長	元吉峯夫	健康福祉部長	深谷久和
農林商工部長	藤原薫	建設部長	柴田勝三
病院事務長	富岡暁雄	水道局長	田口良邦
教育次長	相馬義雄	教育次長	今井聰
総務課長	進藤雅彦		

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	参事	高橋薫
副主幹	伊藤雅裕	副主幹	加藤博勝
主任	菅原直久		

午前10時00分

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

本会議前ではありますが、大仙市災害警戒対策部長の元吉市民生活部長から発言の申し出がありますので、これを許します。元吉市民生活部長。

○市民生活部長（元吉峯夫君）【登壇】 それでは本会議前の貴重なお時間をいただきまして、昨日9月17日の豪雨の状況につきましてご報告をさせていただきたいと思いま

す。

昨日の雨量でございますけれども、湯沢河川工事事務所大曲出張所の観測地点によりますと、17日の一日の累計雨量が156ミリでございます。特に午前3時から7時の4時間の累計雨量が69ミリと大変強い雨でございました。

こうしたことから、9月17日午前7時に水防対策室を設置いたしまして、排水作業並びに冠水している道路の交通規制、通行止め等の作業を行ったところであります。一時雨もやみまして河川の水位も下がりましたので、職員を自宅待機という形にしたところでございますけれども、その後、夜に入りましてまた雨が強くなりまして水位が上昇いたしましたことから、午後9時30分に水防対策部に切り替えをいたしまして、本日未明まで対応させていただきました。

避難の関係でございますけれども、9月17日9時45分、中仙地域、玉川流域の5世帯に対しまして避難勧告を行っております。また、午後10時35分には大曲地域福部内川流域の須和町、福見町の各一部の世帯、30世帯につきまして避難勧告をいたしました。それから自主避難といたしまして、大曲地域の間倉地内の3世帯、神岡地域神宮寺地内の2世帯、協和地域下淀川、川原地内の10世帯の方々が自主的に避難をされております。

被害の状況でございますが、家屋につきましては床上浸水が住家6棟、非住家3棟、床下浸水が住家23棟、非住家5棟でございます。道路につきましては、冠水による通行止めが28カ所でございます。

農業の被害状況につきましては、大曲、南外、協和、西仙北地域におきまして、水稻79.7haが冠水いたしております。また、西仙北地域におきましては大豆2haが冠水しております。

被害額につきましては現在調査中でございます。

なお、この被害につきましては、本日の午前8時現在で取りまとめた状況でございます。現在も被害の詳細につきましては調査中でございますので、この後、若干数字等、被害の状況が変わることが予想されます。

それから国道の関係ですけれども、国道46号線が田沢湖卒田と、それから協和の稲沢で一部通行止めになりました。なお、これは本日の未明に開通しております。

それから、今回の災害時にテレビ画面の方で土砂災害警戒情報というテロップが流れたのをご覧になった方もおるかと思存します。この土砂災害警戒情報でございますけれども

も、これは都道府県と気象台が共同して発表する情報でございます。今年度末までに全国の都道府県で運用を開始するという事になってございまして、今回秋田県と秋田気象台で情報を発表したものでございます。

土砂災害警戒情報と申しますのは、雨が降った時に予測される土砂災害のうちの土石流、それから急傾斜地崩壊を対象としております。当然、災害の発生箇所、時間、規模等を詳細に特定しておるものでございませぬ。また、技術的に予測が難しい斜面の深層崩落、山体の崩壊、地滑り、こういうものは今回の警戒情報の発表対象としているものではございませぬ。

以上、昨日の豪雨の状況についてご報告を申し上げます。終わります。

午前10時07分 開 議

○議長（橋本五郎君） これより本日の会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 本日の会議は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第1、議案第157号及び日程第2、議案第160号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長23番藤田君雄君。はい、23番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 おはようございます。

本会議第3日目に当委員会に審査付託となりました事件について、去る9月11日に関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告を申し上げます。

議案第157号「大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第160号「大曲市内小友財産区管理会条例等の一部を改正する条例の制定について」の2件につきましては、当局からの議案内容説明に対し、慎重審査いたし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2件は原案のとおり可決するべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第157号及び議案第160号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第3、議案第161号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長27番鎌田正君。はい、27番。

○企画産業常任委員長(鎌田 正君) 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る9月11日、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第161号「大仙市男女共同参画都市宣言について」は、当局から議案説明の後、質疑において、「大仙市の宣言文の特徴は何か」との質疑に対し、当局より「大仙市は非核平和宣言都市でもあるので、平和という文言を入れたこと。また、今はグローバル化の時代である。一人一人が国民、県民、市民であると同時に地域住民でもある。国際社会の一員でありながら、ふるさとを愛し、という文言を入れたこと。」との答弁がありました。

ほかに2、3の質疑等もありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第161号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第4、議案第153号から日程第9、議案第165号までの6件を一括して議題といたします。

本6件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 おはようございます。

今期定例会、本会議第3日に当常任委員会に審査付託となりました事件につき、去る10日及び11日に委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

議案第153号「大仙市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明に対し、質疑において、「減量化の手法の具体的な計画が示されていない中での有料化には問題があるのではないか」との質問があり、当局からは「ごみの減量化については、すぐに効果があらわれるものではなく、今回の有料化を住民のごみに対する意識改革、動機づけとして、今後計画を立てて、市を挙げて減量化に向けて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、「生ごみ処理機の普及について」の質問に対しては、「市では電動式の生ごみ処理機の購入助成を行っているが、利用者は少ないのが現状である。要因としては、購入費用が高いことや設置する家庭環境の違い、特に市街地はアパートなどがあり設置しにくい環境にあることなどが考えられる。今後は販売店等とタイアップして、販売現場で直接住民の方に紹介するなどして積極的に制度の周知を図っていきたい」との答弁がありました。

また、「ごみ処理手数料の考え方についてはいろいろあると思うが、今回の有料化にあたって、その方式など具体的に比較検討は行ったのか」との質問については、「有料

化の方式としては、単純従量制、超過有料制、定額制などがあるが、それぞれの方式の特徴、メリット、デメリット等を比較検討した結果、出されるごみの排出量に応じて、ごみ袋を1枚目からそれぞれの家庭で負担していただくという単純従量制が一番公平性があると考え、今回の従量化の方式とさせていただいた」との答弁がありました。

そのほか2、3の質疑等の後、討論において「有料化の前に減量化、再資源化、分別収集などの課題の解決が先決であり、有料化だけではごみは減らないと考える。全市民を対象とする事務事業は税金で賄われるべきものであり、本案には反対である」との反対討論が、また、「有料化については、手数料の上乗せということだけでなく、ごみに対する市民の意識改革を図るねらいもあり、その意味では、今回の負担についてはおおむね理解できる額である」との賛成討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第154号「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第155号「大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案につきましては、当局からの改正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第158号「大仙市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明に対し、質疑において、「就園奨励費対象者の割合について」の質問があり、当局からは「使用料を全く徴収していないのは全体の0.1%である。また、3割弱が5,000円全額の保育料となっており、残りの7割ほどが通常の5,000円以下になるような減免措置を受けている」との答弁がありました。

また、「幼稚園に副園長、主幹教諭等を置くことができる旨の法改正の動きがあるが、今後、教育委員会として新たに配置する方向にあるのか」との質問に対しては、「全国的な流れとしてはそういう方向にあり、組織としてはしっかりとした内容のものになるのではないかという感じは持っているが、国や県の方でも具体的な内容についてまだ決まっておらず、この後の動向を見ながら検討していきたい」との答弁がありました。

そのほか2、3の質疑等の後、討論において、「本来、幼児教育は公費でもって充実させていかなければならないものであり、今の段階で6,500円への引き上げには賛成できない」との反対討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第164号「平成19年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について」及び議案第165号「平成19年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」の2議案につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第154号、議案第155号、議案第164号及び議案第165号の4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第153号を採決いたします。この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第158号を採決いたします。この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。よって本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第10、議案第156号から日程第13、議案第163号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る9月10日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第156号「大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第159号「大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例及び大仙市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、「使用料金の増額となり、市民、組合員等への周知方法はどのように行うのか」との質疑がありました。

これに対し当局からは、「施行が平成20年4月であり6カ月の期間があるので、各総合支所の担当課において説明会等により地域住民の方々へ周知してまいりたい」と答弁がありました。

討論もなく、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第162号「市道の路線の認定及び廃止について」につきましては、当局からの説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第163号「平成19年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。2番佐藤文子君。はい、2番。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 私は、議案第159号「大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例及び大仙市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」反対討論を申し上げます。

本条例案は、下水道及び農集の使用料を負担の公平性と統一化を口実として、今後7年間で現在の大曲地域の公共下水道料金並みに引き上げる、その第1段階であります。これによって大曲地域を除く地域では、20年度においては1戸当たり年間6,000円から、あるいは1万6千円の負担増となる地域があります。最終年度の26年度までの負担増分は図り知れません。

その一方で、既に現在の大曲地域の公共下水道より使用料の高い農業集落排水事業の料金については、是正の予定にはなっておりません。さらに協和や西仙北においては、維持管理費の原価より使用料単価が高いとなっているところもあります。こうした地域では今回の引き上げこそ、むしろ不公平感を持つものではないでしょうか。

各種税金の値上げをはじめ農業所得の大きな落ち込みなどの中で、この下水道料金の引き上げは大きな負担増となるものであります。これが第1の理由です。

2番目には、使用料の適正化についての総務省の指導に応じ、呼応したものであるということです。使用料単価で汚水や処理原価を回収できない事業に対して基準となる単価を示し、これに応じなければ財政上のペナルティーもかざし、強硬に使用料値上げを迫ってきています。

こうした背景には、国の骨太方針に基づき公共事業の総額の削減が進められておりますが、中身は大都市中心、大企業中心の予算重点化で、下水道整備費については前年よりも5%減らし、2001年度から比較すると4割も国の下水道整備補助金が減らされているわけです。下水道整備費は巨額の経費が必要で、整備が進めば進むほど整備にかかわる資本費はもちろん、維持管理費も大幅に増え、汚水処理費は当然増えます。また、

処理単価は処理計画区域内人口が1万人未満や特定環境保全公共下水道、農業集落排水などでは東京などと比較して2倍にもなっているのが常であります。使用料でもって処理経費を賄うという公営企業の経営原則に当てはめること自体、大変無理があるものだと思います。

下水道は、文化水準の発展と衛生の向上のためにはなくてはならない設備です。これに対しては、当然、国と市が整備費の負担をもって進めるべきものだと思います。

なお、この料金の統一化に向けて、これまで各地域が培ってきた料金の設定は、それぞれの整備の状況、地域環境などに応じて大きな違いがあります。無理に今回の統一化を図るというふうなことには疑問を感じるものであります。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（橋本五郎君） ほかに通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第156号及び議案第163号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第162号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第159号を採決いたします。この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第14、議案第166号を議題といたします。

本件に対し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長23番藤田君雄君。
はい、23番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告を申し上げます。

議案第166号「平成19年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」について、当委員会に審査付託となりました所管する歳入歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、質疑において、「頑張る地方応援プログラムなどの取り組みが地方交付税に反映されることから、事業の仕分けや見直しにしっかりと取り組んでほしい。また、繰越金については安定した財政運営のために、できるだけ財政調整基金への積み立てをすべき」との意見がありました。

当局からは、「いろいろな手法をもって行財政改革を進めてまいりたい。また、厳しい財政事情であるが、財政調整基金への積み立てをしっかりとやっていきたい」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長27番鎌田正君。はい、27番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第166号「平成19年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」につきまして、当委員会に審査付託になりました所管の歳入歳出予算について、当局から説明を求めた後、質疑において、「6款農地・水・環境保全向上対策事業費について、今回補正した事業費の3割についてはいつごろ支払われるのか、また、この事業は会計検査の対象となるが、当局は各組織の取り組みが100%計画どおりに実施しているか把握しているのか」との質疑に対し、当局より「事業費は12月に支払う予定であるが、支払い時期が遅いことも考えられるため、組織の負担にならないよう国、県へも早く支払いされるよう働きかけてまいりたい。また、各組織の取り組みについては、本庁で4人、各総合

支所におかれても担当職員がおり、各地区を巡回して指導しながら実態を把握している」との答弁がありました。

また、6款農業振興情報センター費において、委員より「研修生を7名までの受け入れを考え、ビニールハウスを整備をするということだが、それに至った経緯と研修を受けられた方の状況について」の質疑に対し、当局より「Uターン、Iターンの方々も含めて農業について勉強していただいて、将来は地元に残っていただくことが目標である。また、研修終了後には、18年度、19年度ともすべて地元に残って後継者として頑張っている」との答弁がありました。

ほかに「市の広報広告掲載料について」の質疑等がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第166号「平成19年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において、「高齢者等除雪サービス事業は、地域によって利用見込み数に差があるが、そういう制度があることを市民にちゃんと周知されているのか」との質問があり、当局からは「市民への周知については、昨年と同様に市広報への掲載、さらに民生委員等への事業内容の説明等により、PRに努めたい。また、地域によって利用者数が異なることについては、従来から地域コミュニティ等の中で除雪対応が行われている地域があり、そのような地域環境等によるところの利用者の違いである」との答弁がありました。

また、「老人憩い家の利用状況と今後の対応について」の質問に対しては、「18年度平均では、開設日1日当たり、少ないところでは1.4人、多いところでは34.2人と施設によって利用状況は異なっている。施設の大半は昭和40年代後半につくられ

たものであるため、大規模修繕が必要なところも見受けられるため、今後の方向性については市の財政事情も鑑みながら、各総合支所を交えて現在検討中である」との答弁がありました。

また、「協和統合小学校の路線バスを利用した登下校は、これまでの通学に比べて不便にならないのか」との質問に対しては、「現在5路線で小・中学生が利用しているバス停は2カ所あるが、これを統合小学校の体育館付近に移設する計画であり、それに合わせて道路の改良も行っている。運行ダイヤについては、小・中学校の日課表に合わせて検討しており、小学校に到着する時間を6時50分から7時47分の間とし、小・中学生と一緒に登校できるように、羽後交通や先生方と調整中である。もちろん地域の方々の利便性にも十分配慮した運行ダイヤにしたいと考えている」との答弁がありました。

そのほか2、3の質疑等の後、討論において「今回の補正予算は、ごみの有料化に関連した予算が盛り込まれているものであり賛成はできない」との反対討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第166号「平成19年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、当委員会に付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の説明に対し、「消雪施設等補助金は何ヶ所を予定しているのか」との質疑がありました。これに対し当局からは「今年度は消雪パイプの新設が9組合、消雪パイプの更新が5組合、揚水施設の更新が2組合で、合計16組合の補助を計画している。補助申請は7月末で締め切ったものであり、今回の補正予算は当初予算との差額を追加するものである」との答弁がありました。

また、「各地域の除雪組合組織の設立について」質疑があり、当局からは「現段階で

組織が設立したのは大曲地域のみで、中仙地域と神岡地域の臨時オペレーターは人数が少ないこともあり、既存の除雪を請け負っている業者へ社員として勤務し、そこで除雪作業を請け負うことになる。その他の地域の方々は、組合を設置して請け負っていただくことになる」と答弁がありました。

さらに「委託業者の単価と最低補償金について」の質疑では、「契約単価は平成18年度から秋田県の単価と同額としている。最低補償金については、今年度から各地域とも統一した形とし、降雪量が平年並みであった平成13年度、14年度、15年度の平均稼働時間の4割という基準にし、4割に満たない場合は4割を上限に支払うこととしている」と答弁がありました。

また、「道路台帳作成経費は旧8市町村の補正となっているが、競争入札か随意契約か」との質疑があり、当局からは「合併前の旧市町村時代からコンピューターを扱う業者の関係で随意契約を行っている」と答弁があり、「道路台帳や国土調査事業は中央ゼネコンでなくとも地元の業者でも可能となり、実績もある。地元の業者に発注する予定はないのか」との質疑については、「よく検討して善処してまいりたい」と答弁されました。

そのほか2、3の質問がありましたが、討論もなく、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第166号を原案について採決いたします。この採決は起立により行います。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第15、議案第170号及び日程第16、議案第171号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第170号「平成19年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）」及び議案第171号「平成19年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号）」の2議案につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第170号及び議案第171号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第17、議案第167号から日程第19、議案第169号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 それでは3件を一括報告させていただきます。

議案第167号「平成19年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」、議案第168号「平成19年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」及

び議案第169号「平成19年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の3件につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第167号から議案第169号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第20、議案第173号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第173号「平成18年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」につきましては、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかなどにつき担当職員に説明を求め、審査いたしました。

審査終了後、意見の調整を行った結果、1つには、「年間取扱患者数を見ると、入院延べ患者数は4万1,642人、外来延べ患者数は1万3,168人となっており、それぞれ前年度に比較して853人、242人の増となっており、患者の確保については努力の跡が見られる。」

2つには、「経営面では2回目のマイナス改定となった18年度診療報酬決定の影響

も大きく受け、取扱患者数が増加しているにもかかわらず、医業収益は6億2,267万6,645円で、前年度比で約930万円の減となっている。また、医業費用は、患者数に比例する薬剤費の増や購入単価アップによる燃料費等の増加により、7億9,083万1,996円で、前年度比で約1,384万円の増となっており、一般会計からの繰り入れによって収支を保っている状況である。

病院にとっての経営環境は、国の方針とあいまって今後も一層厳しい状況になると予想されることから、より一層の収入の確保に努めるとともに、支出にあっては費用対効果を十分視野に入れ実行するなど、経営改善に努められたい」

3つには、「精神科病院は、その利用状況からして精神的症状や老人性認知症を呈している方々や地域の医療機関にとっても必要不可欠なものであると推察されることから、今後もさらなる医療サービスの充実と良質な医療の提供に努められたい」との意見を付して、本決算は出席委員の一致をもって認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第173号を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、認定することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第21、議案第174号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第174号「平成18年度大仙市上水道事業会計決算の認定について」であります。審査にあたっては、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、事務事業

の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかなどにつき、慎重に審査いたしました。

当局からの内容説明に対し、「賃貸対照表、資産の部の立木1, 250万円は何なのか」との質疑があり、当局からは、「宇津野台浄水場上流にある山の杉の木を購入したもので、涵養林として管理しているものである」と答弁がありました。

また、「営業収益の水道料金の収入減は大口利用者である企業の関係などにより、超過料金収入で前年度比約3, 250万円の大幅な減収となっているようであるが、計画中のイオン大曲ショッピングセンターが進出した場合の収入算定はどのぐらいになるのか」との質疑では、「現在の計画では日量600トンを使用する予定と聞いている。計画の8割を見込んでになります。現行の水道料金で試算すると月額で約370万円、年額では4, 440万円程度になる」と答弁がありました。

当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本決算は認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第174号を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、認定することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第22、請願第14号から日程第24、請願第16号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長27番鎌田正君。はい、27番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君） 【登壇】 ご報告いたします。

本会議第3日に当委員会に付託されました請願3件につきまして審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

請願第14号「アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求めることについて」及び請願第15号「生産者米価、農産物価格の保障を農政の柱にすることについて」の2件につきましては、当局から参考意見を求めた後、慎重審査した結果、再度検討を要するため、請願第14号につきましては出席委員の一致で、請願第15号につきましては賛成多数をもって、それぞれ閉会中の継続審査すべきものと決しました。

また、請願第16号「循環型堆肥工場の建設に関することについて」は、当局から参考意見を求めた後、審査において、委員より「生ごみを有効活用することは、これからは必要な時代になってくるし、計画的に推進していかなければと認識している。堆肥工場の建設については、市民より生ごみの分別についてしっかり理解してもらうことが大前提となるし、市民がしっかりと理解された際にバイオマスタウン構想というものが成立するのではないか。また、生ごみをどういう形で収集処理していくのかが見えてこないし、なかなか資源循環型に結びついていかないのではないか」等の意見が出されましたが、再度調査検討を要するため、本件は出席委員の一致をもって閉会中の継続審査すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、請願第14号を採決いたします。本件については、ただいまの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長から申し出のとおり

り、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、請願第15号を採決いたします。本件については、ただいまの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、請願第16号を採決いたします。本件については、ただいまの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議がありますので、本件は起立により採決いたします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(橋本五郎君) 起立多数であります。よって本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第25、陳情第52号から日程第29、陳情第58号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長27番鎌田正君。はい、27番。

○企画産業常任委員長(鎌田 正君) 【登壇】 ご報告いたします。

本会議第3日に当委員会に付託されました陳情5件につきまして審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

陳情第52号「「非核日本宣言」を求めることについて」、陳情第55号「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関することについて」、陳情第56号「有害鳥獣対策の抜本強化に関することについて」及び陳情第57号「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求めることについて」の4件につきましては、陳情者の願意を妥当と認め、出席委員の一致をもって採択

すべきものと決しました。

また、陳情第58号「仙北西部漁業協同組合に対する補助金の大仙市における復活交付について」は、慎重審査の結果、再度検討を要するため、出席委員の一致をもって閉会中の継続審査すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第52号、陳情第55号、陳情第56号及び陳情第57号の4件を一括して採決いたします。本4件に関する委員長報告は採択であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本4件は、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第58号を採決いたします。本件については、ただいまの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第30、陳情第53号から日程第34、陳情第61号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

当委員会に審査付託となりました陳情5件について、必要に応じて当局の意見等を求め、慎重に審査いたしました結果、陳情第53号「原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求めることについて」及び陳情第59号「原爆症認定制度の改革を求めることについて」、さらに陳情第60号「いじめ・不登校対策のための施策を求めることについて」、陳情第61号「「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求めることについて」までの4件につきましては、その願意を妥当とし、出席委員の一致をもって採択すべきものと決しました。

また、陳情第54号「県に「子育て新税」導入をしないよう求めることについて」につきましては、「まだ新税の具体的な内容が示されておらず、調査検討を要するとして継続審査を求める」意見と、「願意は妥当であるとして採択すべき」との意見がありました。採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第53号、陳情第59号、陳情第60号及び陳情第61号の4件について一括して採決いたします。本4件に関する委員長報告は採択であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本4件は、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第54号を採決いたします。陳情第54号については、ただいまの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とする

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第35、意見書案第32号から日程第42、意見書案第39号までの8件を一括して議題といたします。

意見書案第32号及び意見書案第34号から意見書案第36号までの4件は、27番鎌田正君ほか7名から、意見書案第33号及び意見書案第37号から意見書案第39号までの4件は、21番門脇一男君ほか6名から、それぞれ提出されております。よって本8件は、会議規則第14条に規定する要件を満たしております。

お諮りいたします。意見書案第32号から意見書案第39号までの8件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本8件については、提案理由の説明及び委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより意見書案第32号から意見書案第39号までの8件を一括して採決いたします。本8件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本8件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第32号から意見書案第39号までの8件が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、

その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第43、閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元に配付のとおり、会議規則第97条、第103条の規定により、継続審査及び所管事務調査について申し出があります。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、各委員会の継続審査及び所管事務の調査は、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第44、議案第175号及び日程第45、議案第176号までの2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長(老松博行君) 【登壇】 ご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第175号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、大曲駅前第2地区都市再生住宅建設(建築主体)工事について、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

去る9月12日に指名競争入札を執行した結果、さとう・佐々木組・丸茂組特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、契約金額8億6,310万円で仮契約を締結したものであります。

工事の主な内容であります。大花町地内に鉄筋コンクリート造り7階建て、延床面積7,554.42平方メートルの都市再生住宅を建築するもので、高齢者住戸24戸及び一般住戸28戸の合計52戸に、高齢者生活相談所と子育て支援施設を併設するものであります。

工期は、平成20年11月28日までとなっております。

次に、2ページになります。

議案第176号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、大沢郷地区簡易水道施設整備事業構造物建設工事について、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであり、去る9月12日に指名競争入札を執行した結果、扶桑建設工業株式会社仙台支店が落札いたしましたので、契約金額7億4,392万5千円で仮契約を締結したものであります。

工事の主な内容であります。大沢郷地区簡易水道施設整備事業に係る構造物として、水源地取水施設、浄水場、排水場、送水ポンプ場を建設するもので、工期は平成24年3月9日までとなっております。

以上2件につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第175号及び議案第176号の2件は、建設水道常任委員会に付託いたします。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。再開は午後1時にいたします。

午前11時19分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 日程第44、議案第175号及び日程第45、議案第176号の2件を再び議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告申し上げます。

休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催いたしましたので、その経過及び結果についてをご報告申し上げます。

議案第175号「工事請負契約の締結について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、「地元の業者に発注いただき感謝している。工事においては、下請け業者とか小さな業者に対しても地元大仙市の業者をお願いしたい」との要望もありました。討論もなく採決の結果、当局説明を了として、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第176号「工事請負契約の締結について」につきましては、当局からの内容説明に対し、「指名業者10社のうち3社が辞退した理由は何か」との質疑があり、当局からは、「1社は自社の設計が予定価格を上回るという理由、2社は工事期間が長いために専任の技術者を長期間配置することができないという理由で辞退された」と報告がありました。

また、「落札された扶桑建設工業株式会社の上水道工事における実績と資本金はいくらなのか」との質疑があり、当局からは、「水道施設については県内の実績はない。岩手県で実績がある。農業集落排水工事の処理場等については、18年度、太田の今泉地区で請け負って施工している。実績を見ると、水道施設工事についても3年平均で年間に53億8,300万円の完成工事高の総合評定の通知をいただいている。資本金は179億8,438万5千円である」と報告されました。

また、「7億円の落札額において、地元業者でも施工できる取付道路等の内訳は何割になるのか」との質疑では、「業種としては大きく4つに分類され、水道施設工事として31%、建築工事として11%、電気設備工事として44%、機械設備工事として14%となっている。取付道路等の土木関係工事は水道施設工事に入り、2億6,200万円ほどのうち土木工事は6,000万円ほどである」と報告されました。

また、メンテナンスの部分についての質疑では、「扶桑建設工業株式会社は建設会社であるので、メンテナンスは専門のメンテナンス業者に新たな発注になる」と答弁されました。討論もなく採決の結果、当局説明を了として、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより、議案第175号及び議案第176号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は同意であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本2件は、同意することに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第46、議案第172号を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、決算特別委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長(橋本五郎君) 日程第47、議案第177号から日程第50、議案第180号までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長(栗林次美君) 【登壇】 議案第177号から議案第180号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本4件は、当市人権擁護委員25名のうち、渡部睦子氏、花津谷環氏、藤原成雄氏、宇野聖子氏の任期が来る平成19年12月31日をもって満了いたしますが、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、4氏全員を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(橋本五郎君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第177号から議案第180号までの4件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本4件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第177号から議案第180号までの4を一括して採決いたします。本4件は同意と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本4件は、同意することに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第51、これより平成19年7月13日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の大仙市議会投・開票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(橋本五郎君) 在席議員の数を確認いたします。

在席議員の数は29名であります。

これより選挙を行うものは、広域連合議会議員の市議会議員区分であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配付)

○議長(橋本五郎君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（橋本五郎君） 投票箱は異常ないものと認めます。

それでは、投票を開始いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を行います。

(事務局点呼・投票)

○議長（橋本五郎君） 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 投票漏れがないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（橋本五郎君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番藤井春男君、6番杉沢千恵子君、7番佐藤孝次君を指名いたします。

したがって、3君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（橋本五郎君） 開票が終了いたしました。

投・開票の結果を報告いたします。

投票総数29票、これは先程の出席議員数に符号しております。そのうち有効投票29票、無効投票0票。有効投票中、竹内睦夫26票、加賀屋千鶴子2票、加賀谷正美1票。

以上のおりであります。

広域連合議会議員選挙につきましては、投・開票結果の報告までとなります。

なお、当選人は、選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数を集計し決定となります。

これをもちまして、平成19年7月13日告示の秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙、大仙市議会投・開票を終了いたします。

○議長（橋本五郎君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成19年第3回大仙市議会定例会を閉会いたします。

本当に長時間ご苦労様でございました。

午後 1時50分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

